

## 使用料・手数料等の見直しについて

### 1. 概要

本市における使用料および手数料等（以下、「使用料等」という。）については、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるために、おおむね3～5年の間隔で、定期的な見直しを実施しています。

今年度は、前回の一斉見直しを行った平成29年度から5年目を迎え、「草津市行政経営改革プラン（令和3年度～令和6年度）」のアクション・プラン「使用料等の適正化と公平性の確保」に基づき、使用料等の全庁的な見直しを行うこととします。

### 2. 見直しの考え方

使用料等の設定に当たっては、提供する行政サービスは「利用する特定の者が利益を受けるもの」であるため、利用する者と利用しない者との立場を考慮した「市民負担の公平性」を図ることが必要です。

行政の一貫性の観点から、前回見直し時（平成29年度）の考え方を踏襲し、原則として、時点修正での見直しを行い、各施設に係る維持管理経費等の実態や、1人（1件）あたりに要する経費を基準とし、各施設の利用形態、近隣市、類似施設とのバランス等を考慮し、決定します。

### 3. スケジュール

年度 月	令和4年												令和5年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
見直し 作業		担当課との調整等													
議会への 説明								11月議会							
市民への 周知										市HP・広報等					
新使用料 施行													4/1～		